

# 農業者等緊急支援事業給付金

【問合せ】南魚沼市農業再生協議会（農林課内） ☎773・6663

農業の継続、農産物の安定的な供給、品質の確保を目的に、原油や肥料、飼料の価格高騰の影響を受けている市内農業者へ、給付金を支給します。給付対象者には、申請書を9月下旬に送付しましたので申請期限までにご提出ください。下記対象者で申請書が届かない場合などは、お問い合わせください。

## 給付対象者

- ①稲作：田、畑の耕作面積の合計が30アール以上の市内農業者
- ②園芸：田、畑の耕作面積の合計が30アール以上の市内農業者、  
加温型施設で園芸作物を栽培している市内農業者
- ③畜産：市内畜産業者
- ④水産：市内水産業者

申請期限 令和5年2月28日(火)

## 給付金額

| 給付項目 | 育成項目    | 細目                   | 給付単価                                                      | 限度額  |
|------|---------|----------------------|-----------------------------------------------------------|------|
| 稲作   |         | 主食用米、加工用米、新規需要米、酒米など | 2,000円/10アール                                              | 50万円 |
| 園芸   | 露地栽培    | スイカ、さつまいも、そば、大豆、小麦など | 4,000円/10アール                                              | 50万円 |
|      | 加温型施設園芸 | 菌茸類、ユリ、ほうれん草など       | 93,000円/ハウス1棟                                             |      |
| 畜産   | 牛       | 酪農、食用                | 19,000円/1頭                                                | 50万円 |
|      | 豚       | 食用                   | 3,500円/1頭                                                 |      |
|      | 鶏       | 鶏卵、食用                | 250円/1羽                                                   |      |
| 水産   | 養殖業     | 鯉、マスなど               | 令和3年度と令和4年度の代表となる月の燃料・電気料・飼料代の合計額を比較し、算出した差額に12を乗じて得た額の4割 | 50万円 |

## 給付金額計算例

### 例① 主食用米や加工用米、新規需要米を63,463㎡耕作している

63,463㎡ ⇒ 634.63アール ≒ 634アール（1アール未満の端数は切り捨て）  
 給付単価は2,000円/10アールなので、2,000円 × 63.4（634アール/10アール）= 126,800円  
 126,800 ≒ 126,000円（1,000円未満の端数は切り捨て）  
 給付金額は、126,000円になります。

### 例② スイカを63,463㎡耕作し、加温型のハウスを3棟経営している

スイカの給付単価は4,000円/10アールなので、4,000円 × 63.4 = 253,600円 ≒ 253,000円  
 加温型ハウスの給付単価は93,000円/1棟なので、93,000円 × 3棟 = 279,000円  
 スイカの253,000円とハウスの279,000円を足して532,000円  
 園芸の給付項目の上限は50万円のため給付金額は、500,000円になります。